**導入促進基本計画**

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

中泊町は、津軽平野の中心に位置する農業中心の「旧中里町」と、津軽半島北端に位置する漁業中心の「旧小泊村」が、平成１７年３月２８日に飛び地合併に　　より誕生した町である。

国勢調査による当町の人口は、合併当初の平成１７年には14,184人であったが、平成２７年には11,187人となっており、１０年間で2,997人（21.1％）の大幅な減少が見られる。また、平成２７年の年齢別構成比では、年少人口（0～14歳）が960人（8.6％）、生産年齢人口（15～64歳）が5,921人（53.0％）、高齢者人口（65歳以上）が4,306人（38.4％）となっている。

このような人口減少や少子化の進行は、当町や近隣市町村における就労の場の減少が大きな要因と考えられ、平成３７年（2025年）には、１万人を割り込むことが懸念されている。

【産業構造及び中小企業者の実態等】

当町の産業別就業人口は、農業や漁業等の第一次産業では、平成１７年に1,520人であった就業者数が、平成２７年には1,122人に、建設業、製造業等の第二次産業では、平成１７年に1,745人であった就業者数が、平成２７年には1,322人に、卸売業、小売業、飲食業、宿泊業等の第三次産業では、平成１７年に2,517人の就業者数が、平成２７年には2,251人に、いずれも減少している状況にある。

このような状況は、長きにわたり当町の地域経済を牽引してきた基幹産業である農業と漁業において、食生活の多様化や国内外における産地間競争の激化等の影響により農業生産額及び漁獲高が減少してきたことが主な要因と考えられる。

また、町内の中小企業は、道路交通網の整備による交通の利便性向上が図られたことにより、近隣市町村に立地している大型ショッピングセンターへのアクセスが容易となったことから、個人商店が多く並ぶ津軽中里駅前通りを中心とした商店街においては、閉店を余儀なくされた店舗が目立ち、商店街の空洞化が顕著となっている。

経済センサスによる当町の民営事業所数は、平成２１年には605事業所（従業者数3,561人）であったが、平成２６年には472事業所（従業者数2,939人）となっており、人口減少とともに地域経済を担う町内中小商工業者数が減少し、地域経済の規模が縮小傾向にある。

このような中、当町では町内中小企業に対する事業活動応援資金融資保証料の直接補助や、町商工会が実施する地域の小規模事業者に対する経営支援等の間接補助を行う事業等を実施してきたところであるが、今後、町内中小企業の経営維持・発展のためには、生産性の抜本的な向上による人手不足等に対応した経営基盤の強化が必要であり、更なる支援が喫緊の課題となっている。

（２）目標

　　　生産性向上特別措置法第３７条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内において設備投資が活発な自治体の一つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

　　　これを実現する目標として、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　　　先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目的とする。

２　先端設備等の種類

　　　当町の中小企業は、農林水産業、建設業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業の多様な設備投資を支援する観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第１条第１項に定める先端設備全てとする。

　３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　当町の産業は、町内全域に展開している。これらの地域で、事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

　　当町の産業は、農林水産業、建設業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現していく必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　　生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率３％以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　国が同意した日から３年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備の導入の促進に際し配慮すべき事項

　①　人員削減を目的とした取り組みを計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

　②　公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。

　③　町税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。